

1 住民税の公的年金からの特別徴収(年金天引き) 制度導入について

高 齢者である公的年金受給者の納税の便宜^{べんぎ}を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、住民税の公的年金からの特別徴収(天引き) 制度が導入されました。
年税額の徴収方法が従来と一部変更になりますが、税負担額が変わるものではありません。

【制度の概要】

○対象となる方

前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、特別徴収を行う年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。ただし、次の場合には特別徴収の対象となりません。

- 老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満である場合
- 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額を超える場合
- 1月1日以降、町外に転出した方
- 住民税非課税の方は対象となりません。

○対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得に対する所得割額及び均等割額です。

※給与等他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。

○対象となる年金

老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等から特別徴収されます。

※いわゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収されません。

※障害年金・遺族年金からは特別徴収されません。

○実施される時期

平成21年10月の支給分から実施されます。

○徴収方法

特別徴収の開始年度と2年目以降とは、徴収の方法に若干^{じやうかん}の違いがあります。



◆年金特別徴収開始年度 (この年度の住民税が 18,000 円の場合)

徴収の方法	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金天引き)		
	年金支給月	6月	8月	10月	12月
納付住民税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		
	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円	3,000円

◆年金特別徴収2年目以降 (この年度の住民税が 16,000 円の場合)

徴収の方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月
納付住民税額	年税額の4分の1			年税額の6分の1		
	3,000円	3,000円	3,000円	2,400円	2,300円	2,300円

この改正により、平成21年度から、給与所得と公的年金所得がある方は、合算せずそれぞれの所得から徴収されるようになりました。

65歳以上の方	65歳未満の方
特別徴収(給与天引き) もしくは、普通徴収(納付書)	特別徴収(給与天引き) もしくは、普通徴収(納付書)
給与所得に係る住民税	給与所得に係る住民税
公的年金に係る住民税	公的年金に係る住民税
特別徴収(年金天引き)	特別徴収(年金天引き)
普通徴収(納付書)	普通徴収(納付書)

対象となる方へは、6月中旬ごろまでに「納税通知書兼税額決定通知書」により特別徴収される税額などをお知らせします。

問合せ先

税務課 税務係 ☎ 65・1076